



平成30年7月豪雨災害による市税の 申告・納付等の期限の延長について

国税においては、平成30年7月19日に期限延長及び地域指定の告示がされました。

呉市では、広島県からの国税の措置に準じ県内全市町一律の対応を求める要請に呼応し、以下の指定地域に住所や主たる事務所等のある納税者・特別徴収義務者について、市税の申告・納付等に関する期限を延長しました。

1 対象となる納税者・特別徴収義務者及び対象となる市税

以下の指定地域に住所や主たる事務所等のある方（法人を含む。）

都道府県	指定地域	対象となる市税
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町	市税全て
岡山県	岡山市北区、岡山市東区、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町	固定資産税及び都市計画税
山口県	岩国市周東町	
愛媛県	宇和島市、大洲市、西予市	

2 延長される期限

延長される期限は、平成30年7月5日以降に到来する市税の申告、申請、請求その他書類の提出が必要なものの提出期限と、市税の納付又は納入の期限であり、対象者は申請の手続を行うことなく自動的に延長されます。

なお、申告・納付等の期限をいつまで延長するかについては、今後、被災者の状況に十分配慮して検討し、決定した場合には速やかにお知らせします。

3 口座振替利用者への対応

この延長に伴い、個人住民税（普通徴収分）、固定資産税・都市計画税を口座振替により納付している方については、これらの税金が口座から引き落とされる日も延期されます。新たな口座振替日を決定したときは、お知らせする予定です。